

建設産業委員会会議録（要点筆記）

令和6年8月9日（金）
午前9時50分 開会

○坂井美穂委員長

ただいまから建設産業委員会を開会します。

議案第53号「令和6年度半田市一般会計補正予算第3号」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】（当局説明）

○太田敦之環境課長

歳出、4款衛生費1項保健衛生費4目環境対策費3,034万9千円の追加は、12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金の追加です。説明欄にある環境対策事業費、04地域脱炭素移行・再エネ推進事業、12節再エネ促進業務委託料156万円9千円の追加は、太陽光発電設備（以下、「PV」）普及促進業務及び補助金受付業務に関する委託料です。

18節地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金2,878万円の追加は、公共施設へのPV及び蓄電池の導入のほか、公用車の電気自動車（以下、「EV」）及び充電設備の導入、民間の事業所等へのPV、及び蓄電池導入に対する補助金です。また、脱炭素社会推進事業の12節セミナー等運営委託料43万1千円の減額は、もともと事業所向けの脱炭素普及セミナーを本事業で実施する予定でしたが、再エネ促進業務委託料と事業内容の重なる部分に関して、内容の精査を行うなかで、事業振替による減額を行うものです。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費99万円は充電設備に、2項徴税費2目財産管理費の55万円及び、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉費の55万円はそれぞれEV購入に本交付金を充てるため、財源更生を行うものです。

（事業内容の詳細は、全員協議会資料を参照。）

項番4、事業内容として公共施設へのPV・蓄電池導入にあたり、PVは100kW導入の1kW当たり10万円補助の1,000万円、蓄電池は24kW導入の1kW当たり10万5千円補助の252万円の補助金をPPA（電力販売契約）事業者に交付します。なお、公共施設のPPA事業者については、公募型のプロポーザルにより事業者選定を行います。未活用地公有地へのPV導入は令和6年度には実施せず、8、9年度に実施します。公用車のEV、充電設備の導入については、すでに令和6年度当初予算に計上している収納課と子育て相談課のEV2台分と総務課の本庁舎南駐車場に設置する充電設備2基分について、当初、経産省の「クリーン自動車導入事業費補助金」を充てる予定でしたが、充電設備は応募数によっては、必ずしも申請が通るとは限らないことや、5年間でみると本交付金の方が補助総額を多くいただけることから、本交付金を活用することとしたものです。EVで110万円、充電設備で99万円の財源更生を行うものです。

民間施設に対しては、事業所へのPV・蓄電池導入にあたり、任意のPPA事業者に対し、PVは100kW導入の1kW当たり5万円補助の500万円、蓄電池は24kW導入の1kW当たり52,500円補助の126万円の補助金を交付します。続いて、農地等へのPV導入として、100kW導入の1kW当たり10万円補助の1,000万円の補助金をPPA事業者に交付します。なお、PPA事業者との契約期間は20年間です。次に、PV普及促進業務及び補助金受付業務200万円は、PVの普及促進に向けた啓発業務のほか、補助金の申請受付、現地確認等の審査を、専門知識を有する業者に委託をするもので、令和6年度の合計としまして、3,287万円の交付金を活用し、ゼロカーボン施策を進めていきます。

歳入、15款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金3,287万円の追加は、3節

環境対策費補助金で、01 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金は、歳出側で説明しました PV 及び蓄電池の設置や公用車の EV 及び充電設備の導入等に充てる交付金の計上です。21 款諸収入 6 項雑入 1 目雑入の 251 万 1 千円の減額は、1 節総務費雑入が 197 万 1 千円、2 節民生費雑入が 55 万円の減額で、公用車の充電設備の整備と、EV の購入に対し、当初予算で財源として見込んでいたクリーン自動車導入に対する補助金で、それぞれ財源更正による減額です。

○坂井美穂委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

○伊藤正興委員

設置場所に乙川中学校を選んだ理由と他に設置場所として選んでいる場所があれば教えてください。

○太田敦之環境課長

乙川中学校を選定した理由としては、建てられたばかりの新しい施設であり、設置しやすいことがあげられます。今年度、これからプロポーザルを行っていくと、かなり短い期間で設置をしていただくことになることを踏まえ、選んだものです。この他としては、学校を中心とした公共施設、公民館やポンプ場など 39 施設を選定しています。その中から事業者が 30 施設以上を選び、提案いただくことになります。

○澤田勝副委員長

脱炭素社会推進事業は、減額とありますが、この事業がどのようになるのか確認をさせていただきます。

○太田敦之環境課長

セミナー等運営委託料については、当初 52 万円を予定していましたが、今回の交付金に内容が被るもの等内容を精査し、被る内容については再エネ促進業務等委託料に充てることに変更しました。被らない部分となる 8 万 9 千円については、環境保全協定に係る相談事業として残すことにしたものです。

○澤田勝副委員長

セミナー等運営委託料として予定していた事業は、やめるのではなく、違う形で行うということでしょうか。

○太田敦之環境課長

その通りです。

○澤田勝副委員長

再エネ促進業務等委託料 200 万円の業務内容について、改めて説明をお願いします。

○大山仁志市民経済部長

普及促進といった啓発事業を行っていただくもの、また、民間施設については、PPA 事業者を実施いただくことになるため、どのように行うことができるかといった相談を受けつけるといった相談業務に対する委託料となります。

○澤田勝副委員長

農地等への PV 導入とありますが、過去にも他の自治体や市内でも問題が発生しています。周囲の住宅への配慮はどのようになっていますか。国のガイドラインがある旨の説明をされていましたが、交付金を民間事業者が使用して導入を進めていくことに対して、本当に懸念を払拭することができるのか、説明をお願いします。

○太田敦之環境課長

国が示す実施要領では、10kW 程度の小規模な太陽光発電設備の設置においても住民説明会を行う旨が示されています。そのため、市として法整備は行っていませんが、国のガイドラインを遵守して事業者には、実施していただくことを指導していきます。

- 澤田勝副委員長
小規模な太陽光発電設備として示された 10kW ですが、どの程度のイメージになりますか。
- 太田敦之環境課長
住宅に例えると 1 軒が約 4kW であることから、10kW は約 2.5 軒分となります。
- 澤田勝副委員長
小規模なものについても住民説明会を要する旨が（ガイドラインに）記載されていることから、厳しい内容となっているという理解でよいでしょうか。
- 太田敦之環境課長
その通りです。
- 伊藤正興委員
今回設置される太陽光発電設備は、耐用年数をどのくらいと見込んでいるものになりますか。
- 太田敦之環境課長
20 年と見込んでいますが、発電としては、25 年くらい可能であると言われていました。
- 伊藤正興委員
25 年経つと処分を要することになりますが、全国各地でも太陽光発電設備の将来的な問題が懸念されています。今回、交付金を使用して設置することになるため、設置から処分までを含め、市として事業者に指導をする必要性があると考えますが、いかがでしょうか。
- 太田敦之環境課長
国のガイドラインには、設置から処分までの経過がきちりと示されています。そのため、そのガイドラインを事業者には守っていただくことを指導していきます。
- 伊藤正興委員
処分する際には、届出が事業者から提出されることになるのでしょうか。
- 太田敦之環境課長
原則、20 年間発電をしていただくことになりますが、その期間より前に何かの事情により中止する際には、届出を提出いただき、市と協議することになります。また、倒産などが生じても処分ができるように、保険に加入いただくことを勧めていきます。
- 伊藤正興委員
今回、税金を投入して太陽光発電設備を設置することになりますが、事業者の管理といった側面をも含め、市が行っていくということでしょうか。
- 太田敦之環境課長
そこまでの想定はしていませんでしたが、当然、設置した事業者が変わることに対しても市として協議し、管理をしていきます。
- 伊藤正興委員
法的拘束がある訳ではなく、設置する事業者となる企業側と市の紳士的な協定ということでしょうか。
- 太田敦之環境課長
公共施設については、プロポーザルによりご指摘された内容を加味して選定していきます。民間施設については、申請いただく際に、事業の継続性を示していただく中で、処分の対応についてもしっかり審査の上、交付していきます。
- 澤田勝副委員長
20 年契約により、太陽光発電設備の設置を事業者が行い、その発電された電気を購入することになることから倒産した場合に備え、保険に加入することを勧めるとのことでしたが、万が一、事業者が倒産した場合、どのように措置されますか。設置した設備の撤去はどのようになるのか教えてください。

○太田敦之環境課長

倒産した場合も撤去が可能となる保険に加入いただくことを勧めていきます。

○澤田勝副委員長

つまり、会社が倒産後も加入した保険会社が設備を撤去する、という理解でよいでしょうか。

○太田敦之環境課長

その通りです。倒産後も撤去していただくことができる内容の保険に加入することが前提となります。

○澤田勝副委員長

契約している事業者が変更することもあり得ると考えますが、契約事業者が変更されても当初の契約内容が変更されることはない旨の担保はどのようになっていますか。

○大山仁志市民経済部長

基本的には、市と事業者が契約を行うこととなります。また、事業者が変更する際にも再契約を行うことになり、その際には、事情をしっかりと整理していきます。そのため、転売を目的とした契約変更については、許可しないこととなります。

○澤田勝副委員長

つまり、最初の契約の時に、担保できるということでよいでしょうか。

○大山仁志市民経済部長

そのように考えています。

○坂井美穂委員長

他にありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。

ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号「令和 6 年度半田市一般会計補正予算第 3 号」は、原案のとおり可決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は、審査を終了しました。なお、委員長報告は、正副委員長にご一任いただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

ありがとうございました。それでは、ほかに何かありましたらお願いします。

ほかにありませんか。

ないようですので、本日の委員会はこれにて閉会いたします。

午前 10 時 15 分 閉会